



食安監発第 0825001 号
平成 18 年 8 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国に輸出される魚肉ねり製品の取扱いについて

対中国輸出水産食品については、平成 18 年 1 月 16 日付け食安発第 0116001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（平成 18 年 4 月 18 日付け食安発第 0418001 号により改正）により取り扱っているところですが、今般、中国政府より日本産魚肉ソーセージから防腐剤であるソルビン酸の基準超過が発見され、輸入時の検査を強化した旨、通報がありました。

については、魚肉ねり製品にかかる衛生証明書の発行申請があった場合には、申請者に対し、ソルビン酸の使用の有無を確認するとともに、必要に応じて中国の基準（基準値：0.075g/kg）に適合していることを確認するために、検査を指導するようお願いします。